

# 独立監査人の監査報告書

2019年11月13日

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン  
理事長 小西 孝蔵 殿

石川康彦公認会計士事務所

公認会計士

石川 康彦



## <財務諸表監査>

私は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の貸借対照表及び損益計算書(公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。)並びにキャッシュフロー計算書並びに財務諸表に対する注記並びに財産目録(以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。)について監査を行った。

## 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <収支計算書に対する意見>

私は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの2018年10月1日から2019年9月30日までの第20期事業年度の収支計算書(収支計算書に対する注記を含む。以下同じ。)について監査を行った。

#### 収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、「公益法人会計における内部管理事項について」（2005年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に従って収支計算書を作成することにある。

#### 監査人の責任

私の責任は、収支計算書が、内部管理事項に従って作成されているかについて意見を表明することにある。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 収支計算書に対する監査意見

私は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、内部管理事項に従って作成されているものと認める。

#### 利害関係

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンと私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上